

ご存知ですか？

2017年
1月から

新しい税制が 始まります！

こちらが目印です！

セルフメディケーション

税 控除 対象

2017年1月から セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日～12月31日)に自己負担した医療費が、
自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、

確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が
施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が
「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

確定申告すれば、
購入金額の一部が
戻ってきます！

